

山梨県公害紛争処理の現況

元山梨県公害審査委員候補者
弁護士 八巻佐知子

山梨県公害紛争処理委員候補者について

委員数	13名		
委員構成	法律関係分野	弁護士	4名
	公衆衛生分野	医師・学識経験者	3名
	産業技術分野	学識経験者	6名
任期	1年		

これまでの処理事件 (昭和45年～)

①	平成17年(調)第1号	食品工場からの悪臭に関する調停	打ち切り
②	平成22年(調)第1号	小学校体育館改築工事による低周波音に関する調停	打ち切り
③	平成22年(調)第2号	室内テニス練習場からの騒音に関する調停	調停成立
④	平成23年(調)第1号	飲料製造工場からの低周波音に関する調停	打ち切り
⑤	平成23年(調)第2号	砂防堰堤工事による低周波音に関する調停	打ち切り
⑥	平成24年(調)第1号	解体工事による振動被害に関する調停	打ち切り
⑦	平成25年(調)第1号	木材加工場からの騒音・振動被害に関する調停	調停成立
⑧	平成25年(調)第2号	スポーツ少年団による騒音被害に関する調停	打ち切り
⑨	平成25年(調)第3号	大型冷蔵庫からの騒音被害に関する調停	打ち切り

2

処理事件の内容

- ◆ 公害:悪臭1件 振動1件 騒音(低周波含む) 7件
- ◆ 被申請人:自治体2件、法人・事業者6件、その他1件
- ◆ 調停を求める事項
(複数選択あり): 損害賠償等金銭的補償 2件
公害低減の対策 7件
その他(使用禁止、紛争解決努力) 2件
- ◆ 結果:調停成立2件、打ち切り7件

3

⑦木材加工場からの騒音・振動に関する調停

【申請日】平成25年3月27日

【被害原因となる事業】木材チップ加工工場

【申請人】近隣住民3名

【被申請人】工場経営する法人

【対象となる公害紛争】騒音・振動・粉じん

【調停を求める事項】

- 1 騒音・振動を法の規制基準値以下への低減
- 2 粉じんの飛散防止
- 3 工場の操業時間等の短縮
- (4 防音壁の撤去)

4

事案の概要

- ◆平成21年9月に木材チップ化機械が操業を始めて以降、度々被害申告があった。
- ◆平成23年ころから、行政を交えて話し合いがもたれる。市の担当者による騒音計測の結果騒音規制法に定める規制基準値を超過しており、防音壁の設置等の対策を行った。
- ◆それでも基準値に適合できないことから、市による改善勧告
- ◆軽減がないこと、行政の対応への不満等から調停申請となった。

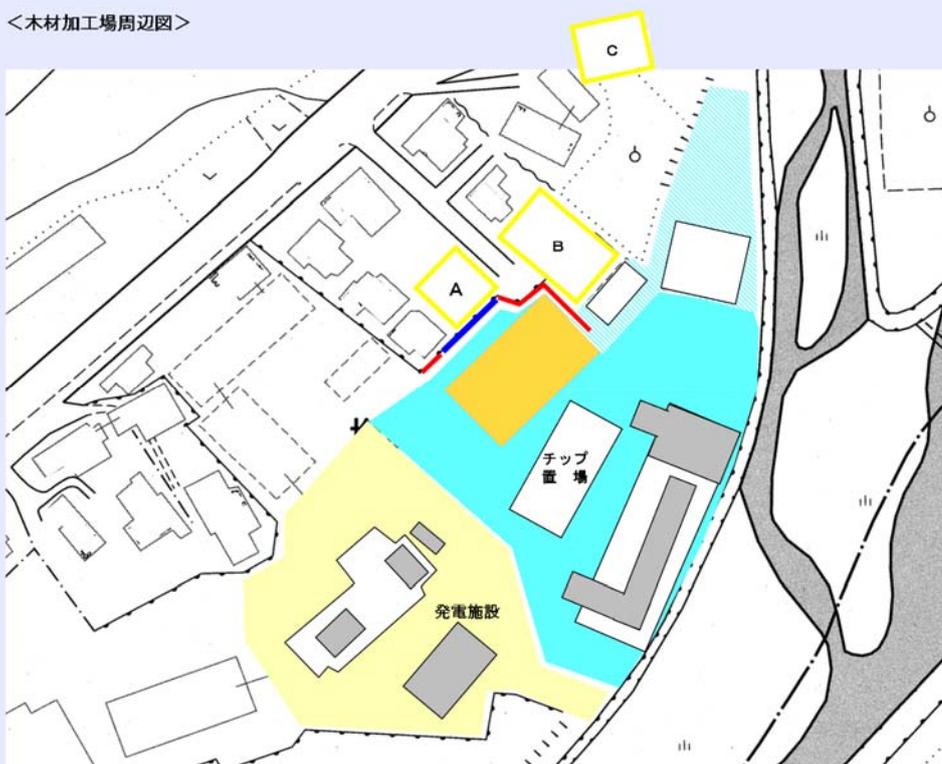
5

本件の特徴

- ◆ 同じ敷地内の別工場との過去の紛争が先行
- ◆ 被申請人は、対策は行っていると述べ、調停に非協力的
- ◆ 騒音規制の数値を超えていることは明らか。
- ◆ 工場の形態、工場と住宅との距離から考えて打てる対策がない。もしくは、あっても非常に高額のコストを要する。
- ◆ 被申請人代表者が行政書士を同行

6

<木材加工場周辺図>



7

行政書士の代理人申請について

- ◆ 第1回期日前に行政書士を代理人とする申請があった。
- ◆ 非弁行為の疑いがあることから、代理人としては承認せず。
- ◆ 被申請人の補助者として同席を認めた。

8

調停経過

第1回調停期日(平成25年5月17日)

- ◆ 申請人及び被申請人からの意見の聴取。被申請人は工場移転の考えを述べた。
- ◆ 調停委員会から被申請人に対し、工場の移転計画を提出するよう指示

第2回調停期日(平成25年6月24日)

- ◆ 被申請人から、検討事項や移転計画について報告
- ◆ 申請人Bは被申請人に対し、B宅の日照確保のため防音壁の高さを半分にすることを要請

現地調査(1回目)(平成25年7月19日)

騒音・振動測定

9

調停経過②

第3回調停期日(平成25年9月12日)

- ◆ 申請人・被申請人に対し現地調査の結果を説明。申請人の自宅敷地で、騒音レベルが規制基準を超過。防音壁の効果は低いことがわかった。
- ◆ 調停委員会から被申請人に対し、防音壁撤去を検討するよう指示

第4回調停期日(平成25年11月12日)

- ◆ 被申請人は防音壁の撤去について、地権者が反対しており困難であると回答
- ◆ 申請人から工場の窓の締切りについて提案があり、検証することとなった。

現地調査(2回目)(平成25年12月17日)

窓の開閉による防音効果について検証

10

調停経過③

第5回調停期日(平成26年1月15日)

- ◆ 被申請人から、工場移転計画の進捗について報告
- ◆ 被申請人に、申請人らが苦情申し入れをする窓口の検討を指示

第6回調停期日(平成26年3月25日)

- ◆ 被申請人から防音壁撤去について、切り下げ可能との回答

現地調査(3回目)(平成26年4月11日)

防音壁の切り下げ位置の検討

第7回調停期日(平成26年4月25日)

- ◆ 土曜日の営業や平日の営業時間について検討
- ◆ 調停委員は防音壁切り下げ等に関することについて、書面の取交わしを提案

11

調停経過④

第8回調停期日（平成26年6月2日）

- ◆ 防音壁切り下げ作業までの営業時間と、土曜日の営業について検討
- ◆ 確認書の作成

第9回調停期日（平成26年8月5日）

- ◆ 被申請人から、工場移転計画の進捗について報告
- ◆ 調停委員会から移転までの約束事について、調停調書作成を提案

第10回調停期日（平成26年10月17日）

- ◆ 調停調書に申請人、被申請人が署名押印し、調停は成立した。

12

防音壁について

- ◆ 平成23年に被申請人が設置したもの
- ◆ 申請人からの聴取では、設置後も音は軽減せず、一方で、自宅の振動が大きくなったと述べられた。
- ◆ 現地調査の結果、形式等から、防音効果はほぼないことが分かった。
- ◆ 要望と対応
 - ・申請人の要望
効果がなければ、日照の妨げになっているので、撤去を希望。
 - ・被申請人の対応
申請人の希望で設置したものであり、撤去できない。

13

防音壁の低周波騒音への影響

- ◆ 現地調査時に防音壁と申請人宅の間に低周波騒音の反響があることが確認された。
- 
- ◆ 申請人宅庭からは振動は確認されず、申請人宅内においては振動が確認された。
 - ◆ 防音壁と申請人宅の壁(距離約1.5m)によって、低周波騒音が増幅され、振動が発生していることが考えられた。

14

防音壁撤去について

- ◆ 防音効果がない一方低周波騒音の増幅、日照への影響が考えられたため、再三撤去を促した。
- ◆ 被申請人は、申請人からの目隠しとして、撤去に抵抗を示した。
- ◆ 地権者とのトラブルも先行しており、移転後も放置されることが懸念された。
- ◆ はしご等に昇らなければ、のぞき見できない程度の高さを保って撤去することを提案。被申請人の担当者に申請人方からの見え方等を実際に見てもらったことによって、のぞき見できないことを確認してもらった。

15

防音壁撤去にあたっての合意

- ◆ 合意書を作成した(調停ではない)。
 - ◆ 内容
 - ①撤去する部分の明示と撤去期限
 - ②騒音の増加の可能性の了承
 - ③敷地内をのぞき見しないこと
 - ④再設置を求めないこと
- 過去の経緯から被申請人による②、③の要望が強かった。

16

防音壁撤去合意の他に・・・

- ◆ 工場移転計画の進捗状況の報告
 - ◆ 苦情がある場合の連絡方法の確立
 - ◆ 稼働時間の明確化
- 徐々に両者の認識が共有化
移転までの間のきまりについて合意することにした。

17

調停内容

- 1 被申請人は、申立にかかる木材加工場について、平成27年3月末日を目処に閉鎖し、他市へ移転する。
被申請人は、移転工事に関し、工場の稼働終了日、機械搬出日が確定したときは、すみやかに申請人らに連絡をする。
被申請人は、仮に平成27年3月末日までの移転が困難になった場合は、すみやかに申請人らに連絡をする。
- 2 工場の移転が完了するまでの間、工場の稼働時間については、以下のとおりとする。
 - ①工場の建物外での作業の開始時刻は、午前6時30分とする。
 - ②工場内の機械の稼働時間は、原則として、午前8時から午後5時とし、清掃を含め午後6時には、工場内の作業を終了する。
但し、機械の不調等の事情により、工場内の作業終了時刻が、午後6時30分を超えることが明らかになった場合は、被申請人は、すみやかに申請人らに連絡をする。
 - ③土日祝日は、原則として、工場内の機械を稼働させないこととし、仮に稼働する必要がある場合は、被申請人は、申請人に対し、すみやかに連絡をする。
- 3 被申請人が第2項の稼働時間の取り決めに反し作業を行っていること、または、工場内外の騒音について、申請人らが被申請人に対し苦情を申し出るときは、予め通知した本社担当者に電話する方法により行う。
申請人らと被申請人の連絡については、申請人Bが申請人を代表して行うこととし、双方誠実に対応する。
- 4 被申請人は、工場の稼働に際し、騒音の発生について十分に留意し、騒音の低減に努力する。
- 5 本調停に要した費用は、当事者各自の負担とする。

18

工夫点と感想

- ◆ 調停成立まで10回の期日、3回の現地調査を行い、1年5ヶ月を要した。
- ◆ 騒音が基準値を越えているのは明確であったため、各期日において、申請人から、特に騒音がひどかった日や時間を聴き取り、被申請人に伝えた。
- ◆ 防音壁撤去時の合意書だけでなく、調停条項のような約束を徐々に明確化。

19

ご静聴ありがとうございました

おわり